

マイナンバー提示のお願い

平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が実施されることにより、社会保障の手続きなどで各種申請書等にマイナンバー（個人番号）を記載することが義務づけられます。

つきましては、下記のお手続きの際にマイナンバー等の提示が必要となりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

（マイナンバー … 社会保障・税番号。平成27年10月から住民票を有する全ての方に通知される12桁の番号。）

提示が必要なお手続き

- 要介護（要支援）認定に関するお手続き
- 負担限度額認定に関するお手続き
- 高額介護サービス費に関するお手続き
- 被保険者証等の再交付に関するお手続き
- 居宅サービス・介護予防サービス計画作成に関するお手続き

マイナンバーを提示していただく際、本人確認として、「番号の確認」と「身元（実在）の確認」の2つの確認が必要となります。



「個人番号カード」を
提示の場合

個人番号カードのみの提示で結構です。
（個人番号カード「番号の確認」と「身元（実在）の確認」を行います。）



「通知カード」または
「住民票（番号付き）」を
提示の場合

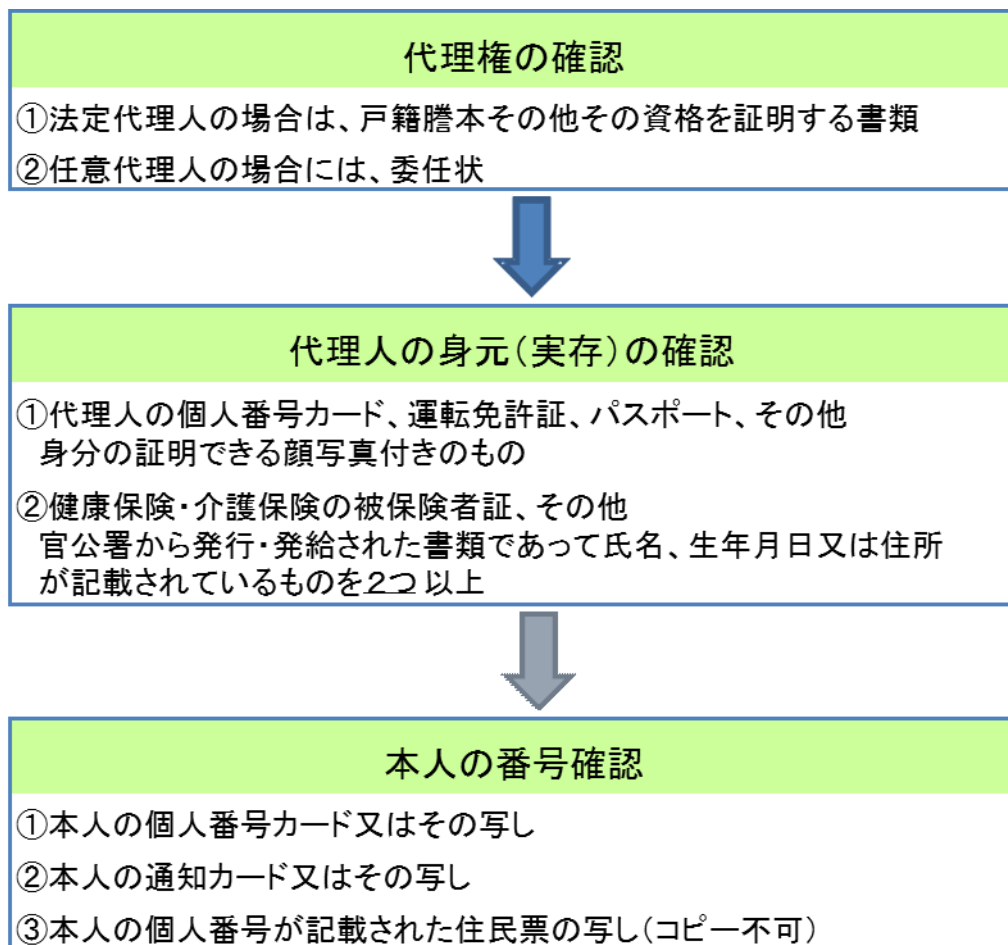
写真付き本人確認書類（運転免許証、障害者手帳等）も提示してください。
（通知カード等で「番号の確認」、写真付き本人確認書類で「身元（実在）の確認」を行います。）
※写真付き本人確認書類の提示が困難な場合、健康保険の被保険者証と年金手帳など2つ以上の本人確認書類を提示してください。

- お手続きによって、本人以外に世帯構成員の方のマイナンバーを提示していただく場合があります。
- 本人以外の方（法定代理人も含む）がお手続きされる場合は、裏面をご覧ください。
- 法令等の改正により、記載内容に変更が生じる場合があります。予めご了承ください。

本人以外の方（法定代理人も含む）がお手続きされる場合

法定代理人…親権者（ご本人が20歳未満の場合のみ）、未成年後見人、成年後見人

※上記の法定代理人以外の代理人は、すべて任意代理人となります。



※法定代理人（親権者を除く）および任意代理人が本人に代わって申請を行う際は、**代理権の確認**と**本人確認**が必要となります。

※本人以外の方が窓口で申請書を持参した場合（**使者の場合**）、当該使者の方の本人確認は必要ありません。ただし、申請書の作成にある程度関与するなど、意思決定に関与しているのであれば、使者ではなく任意代理人に当たると判断することがあります。

※施設職員の方も、任意代理人または使者になります。

【お問い合わせ先】

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度について
『マイナンバー総合フリーダイヤル』
電話 0120-95-0178
- 「介護保険」について
平川市 健康福祉部高齢介護課（平川市健康センター内）
電話 0172-44-1111 介護保険係・介護認定係
内線1155、1156、1159
地域包括支援係
内線1147、1157、1158